

納付金・市町村標準保険料率算定のイメージ

令和8年度第1回
千葉県国民健康保険連携会議
資料4-1

保険給付費（医療分）
県総額：3,732億円

前期 高齢者 交付金	公費等	納付金 算定 基礎額
1,569 億円	1,105 億円	1,058 億円

A市
納付金

90 億円

B市
納付金

1 億円

C市
納付金

2 億円

...

① 保険給付費から前期高齢者交付金や公費等を控除して
納付金算定基礎額を算定。

② ①を所得や人数のシェア、医療費水準に応じて
各市町村に配分し、各市町村の納付金を算定。

A市

90 億円	+	A市にかかる経費 7 (保健事業など) 億円
	-	A市が受ける費用 15 (保険者支援制度など) 億円
	=	A市 82 保険料総額 億円

82 億円	÷	A市の 標準的な 90 収納率 %
----------	---	-------------------------

A市 調整後 91 保険料総額 億円

91億円

51億円	応能割賦課総額
40億円	応益割賦課総額

〈市町村標準保険料率〉			
所得割率＝応能割賦課総額÷所得総額			
(7.87% ÷	51億円	÷	648億円)
均等割額＝応益割賦課総額÷被保険者総数			
(47,600円 ÷	40億円	÷	8.4万人)

③ ②に市町村ごとの経費や補助金等を加減算し、
保険料総額を算出

④ ③に標準的な収納率を割り戻し、
調整後保険料総額を算出

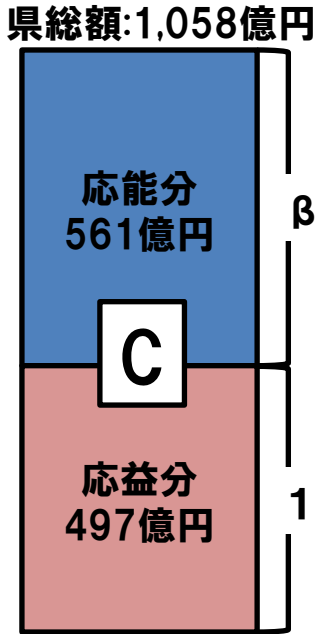
⑤ ④を各市町村の所得や人数のシェア
に応じて分割した上で、それぞれ
標準保険料率を算出

納付金の各市町村への配分イメージ（上記②の配分方法）

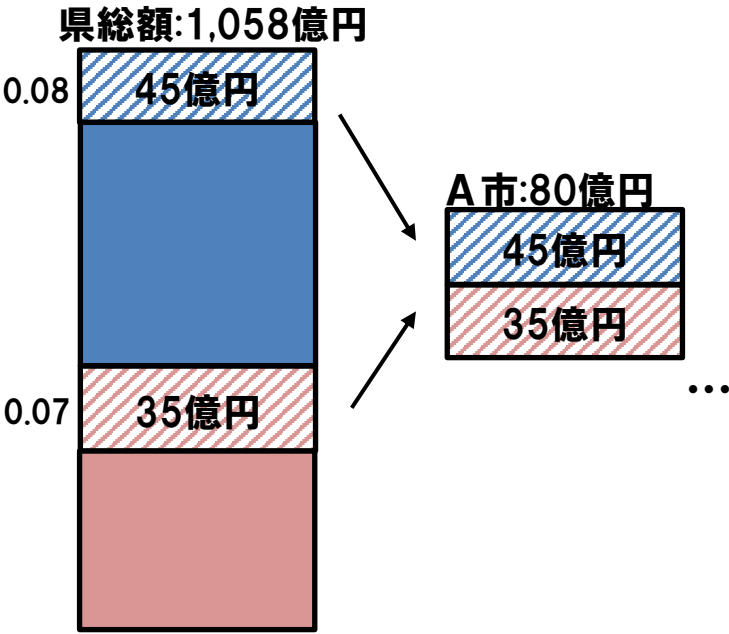
$$c = C \times \{ 1 + \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) \}$$
$$\times \{ \beta \cdot (\text{所得のシェア}) + (\text{人数のシェア}) \} \div (1 + \beta)$$
$$\times \gamma$$

c：各市町村ごとの納付金基礎額
C：納付金算定基礎額
α：医療費指数反映係数（0≦α≦1）
β：全国平均と比較した県の所得水準（全国平均のときβ＝1）
γ：総額をCに合わせるための調整係数

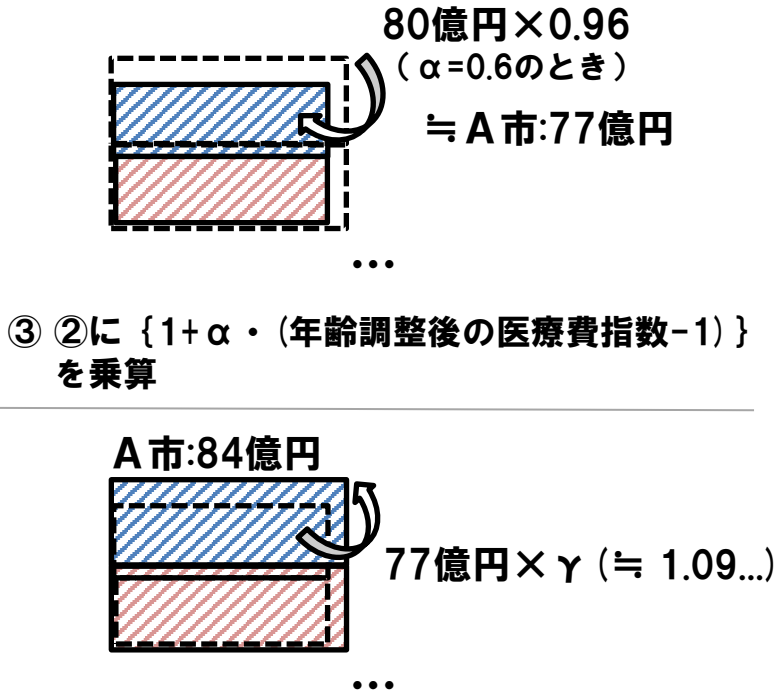
	県	A市	...
所得総額 (シェア)	7,268億円 (1)	600億円 (0.08)	
人数 (シェア)	105万人 (1)	7万人 (0.07)	
年齢調整後の 医療費指数	0.92	0.93	



① Cをβ:1に配分例）β＝1.13



② ①のうち、応能分を所得のシェア、
応益分を人数のシェアに応じて各市町村に配分



③ ②に { 1 + α · (年齢調整後の医療費指数 - 1) }
を乗算

④ ③の各市町村合計がC（1,058億円）と等しく
なるよう、全市町村の③にγを乗算

令和9年度分 納付金・標準保険料率算定の流れ(医療分)

【納付金の算定】

都道府県全体での保険給付費（一般分）（A）

+ 前期高齢者納付金・前期高齢者関係事務費拠出金	県全体での 加減算項目
- 前期高齢者交付金	
- 退職者前期調整額	

= 前期調整後保険給付費（A'）

+ 特別高額医療費共同事業拠出金	県全体での 加減算項目
+ 審査支払手数料	
- 療養給付費等負担金（定率国庫負担（32%））	
- 国・普通調整交付金	
- 国・特別調整交付金（都道府県分） （20歳未満の被保険者が多いこと等に係る分、経営努力分）	
- 都道府県繰入金（1号分）	
- 高額医療費負担金（国・都道府県による負担金）	
- 特別高額医療費共同事業負担金	
- 特別高額医療費共同事業交付金	
- 過年度調整（納付金の過多）	
- 保険者努力支援制度（都道府県分）	

= 保険料収納必要総額（B）

- 地方単独事業の減額調整分（県全体額）

= 納付金算定基礎額（C）

医療費水準による調整 Z:当該市町村における年齢調整後医療費指数

$\times \{1 + \alpha \times (Z - 1)\}$ ※令和9年度は「0.4」とする

所得と人数による分配

$\times \{\beta(\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア})\} / (1 + \beta)$

調整係数による調整

$\times \gamma$

= 各市町村の納付金基礎額（c）

+ 地方単独事業の減額調整分	個別市町村の実績に応じた額を加減算
- 出産育児交付金	

= 各市町村の納付金（d）

【標準保険料率の算定】

各市町村の納付金（d）

+ 保健事業	各市町村個別の 加減算項目
+ 直診勘定繰出金	
+ 出産育児諸費	
+ 葬祭諸費	
+ 育児諸費	
+ その他保険給付	
+ 条例減免に要する費用	
+ 特定健康診査等に要する費用	
- 保険者支援制度	
- 算定可能な都道府県繰入金	
- 保険者努力支援制度（市町村分）	
- 特定健康診査等負担金	
- 過年度の保険料収納見込み（医療分）	
- 出産育児一時金（法定繰入分）	
- 財政安定化支援事業繰入金 （保険料軽減分・過剰病床分）	
- 財政安定化支援事業繰入金 （保険料軽減分・年齢構成差分）	
- 一般会計繰入（地方単独事業等に係る波及増）	
- 算定可能な特別調整交付金	

= 標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）

標準的な収納率（s）による調整

$\div s$

= 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e'）

令和9年度分 納付金・標準保険料率算定の流れ(後期分)

【納付金の算定】

後期高齢者支援金等 (A)

- 後期高齢者支援金 (退職分)
 - 病床転換支援金 (退職分)
- 県全体での
加減算項目

= 調整後後期高齢者支援金等 (A')

- 後期高齢者支援金国庫負担金
 - 国・普通調整交付金
 - 都道府県繰入金 (1号分、支援金分)
 - 財政安定化基金財政調整事業分 (取崩分、支援金分)
- 県全体での
加減算項目

= 保険料収納必要総額 (B)

○納付金算定のための総額調整が不要であることから、上記で計算した (B) を納付金算定基礎額として用いる。

= 納付金算定基礎額 (C)

所得と人数による分配

$$\times \{ \beta(\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア}) \} / (1 + \beta)$$

調整係数による調整

$$\times \gamma$$

= 各市町村の納付金基礎額 (c) = (d)

【標準保険料率の算定】

= 各市町村の納付金 (d)

+ 条例減免に要する費用

- 保険者支援制度 (支援金分)
 - 算定可能な都道府県繰入金
 - 過年度の保険料収納見込み (支援金分)
- 各市町村個別の
加減算項目

= 標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e)

標準的な収納率 (s) による調整

$$\div s$$

= 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e')

令和9年度分 納付金・標準保険料率算定の流れ(介護分)

【納付金の算定】

介護納付金 (A)

- 介護納付金国庫負担金
- 国・普通調整交付金
- 都道府県繰入金 (1号分、介護分)

県全体での加減算項目

= 保険料収納必要総額 (B)

○納付金算定のための総額調整が不要であることから、上記で計算した (B) を納付金算定基礎額として用いる。

= 納付金算定基礎額 (C)

所得と人数による分配

$$\times \{ \beta(\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア}) \} / (1 + \beta)$$

調整係数による調整

$$\times \gamma$$

= 各市町村の納付金基礎額 (c) = (d)

【標準保険料率の算定】

= 各市町村の納付金 (d)

+ 条例減免に要する費用

- 保険者支援制度 (支援金分)
- 算定可能な都道府県繰入金
- 過年度の保険料収納見込み (介護分)

各市町村個別の
加減算項目

= 標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e)

標準的な収納率 (s) による調整

$$\div s$$

= 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e')

令和9年度分 納付金・標準保険料率算定の流れ(子ども・子育て支援納付金分)

【納付金の算定】

子ども・子育て支援金分納付金 (A)

－療養給付費等負担金
－国・普通調整交付金
－都道府県繰入金 (1号分、子ども分)

県全体での加減算項目

= 保険料収納必要総額 (B)

○納付金算定のための総額調整が不要であることから、上記で計算した (B) を納付金算定基礎額として用いる。

= 納付金算定基礎額 (C)

所得と人数による分配

$\times \{ \beta(\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア}) \} / (1 + \beta)$

調整係数による調整

$\times \gamma$

= 各市町村の納付金基礎額 (c) = (d)

【標準保険料率の算定】

= 各市町村の納付金 (d)

+ 条例減免に要する費用

－保険者支援制度 (子ども分)
－算定可能な都道府県繰入金
－過年度の保険料収納見込み (子ども分)

各市町村個別の
加減算項目

= 標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e)

標準的な収納率 (s) による調整

$\div s$

= 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e')

所得係数 β :

所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数。
都道府県の所得水準 (子ども含む) に応じて設定する。

※子ども分の所得実績が確定するまでは、医療分の所得を流用する。

応能シェア:

当該都道府県の所得総額に占める当該市町村の所得総額の割合 (子どもの所得を含む)

応益シェア:

当該都道府県の18歳以上被保険者総数に占める当該市町村の18歳以上被保険者数の割合